

南海トラフ地震臨時情報発表時におけるイベント開催ガイドライン【全体構成】

- 本ガイドラインは、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、「**地域や利用者等の安全確保**」と「**社会経済活動の継続**」の両立という視点に立ったイベント開催時の防災対応を、公共機関や関係事業者等があらかじめ検討するにあたって参考となる事項を記載している。

ガイドライン構成概要

基本的事項

—臨時情報にかかる基本的事項を整理—

南海トラフ地震臨時情報について（第1章～第2章）

ガイドラインの位置づけ

臨時情報発表時の流れ

臨時情報発表時の防災対応の考え方

和歌山県の状況について（第3章～第4章）

南海トラフ地震対策特措法上の位置づけ

事前避難対象地域の考え方

県内の事前避難対象地域

防災対応

—イベント開催時の留意事項を独自に整理—

イベント開催時の防災対応について（第5章）

開催地での災害リスクの把握

地震対策の準備状況の確認

避難場所・避難経路の抽出

交通機関の運行状況の把握

参加者への周知方法の検討

避難誘導方法・体制の確立

南海トラフ地震臨時情報発表時におけるイベント開催ガイドライン【策定内容】

－ イベント開催時における防災対応 －

課題

- 令和6年8月の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時には、各地域でのイベントの開催に関して、対応方法の目安が示されていなかったことから、対応の判断に苦慮する団体が多く、自治体や事業者間での対応が大きく異なった
- ➡ 「地域や利用者等の安全確保」と「社会経済活動の継続」を両立した防災対応の目安となるガイドラインが必要

防災対応

- 各種イベントの主催者においては、以下の内容を参考に各地域の実情に応じた防災対応を実施

災害リスク把握

- 建物の耐震基準
- 設備・機材の倒壊、落下の恐れ
- 火災・爆発発生の恐れ
- 津波浸水想定時間
- 土砂災害警戒区域 等

準備状況確認

- 非常用放送設備の有無
- 会場内の非常口、避難経路の設定
- 消火設備・機材の有無
- 防災行政無線の状況

避難場所抽出

- 指定緊急避難場所抽出
- 安全レベルに応じた優先順位
- 複数の避難場所を検討
- 徒歩避難を前提とした避難場所選定

避難経路確認

- 安全に避難できる避難経路を設定
- 注意すべき箇所の抽出
- 現地踏査による確認

交通機関の運行状況

- 臨時情報発表時の公共交通機関の対応把握
- 参加者への情報提供

参加者周知

- 事前周知の徹底
- 会場内での継続的な注意
- リスク説明と自己判断の促し

避難誘導

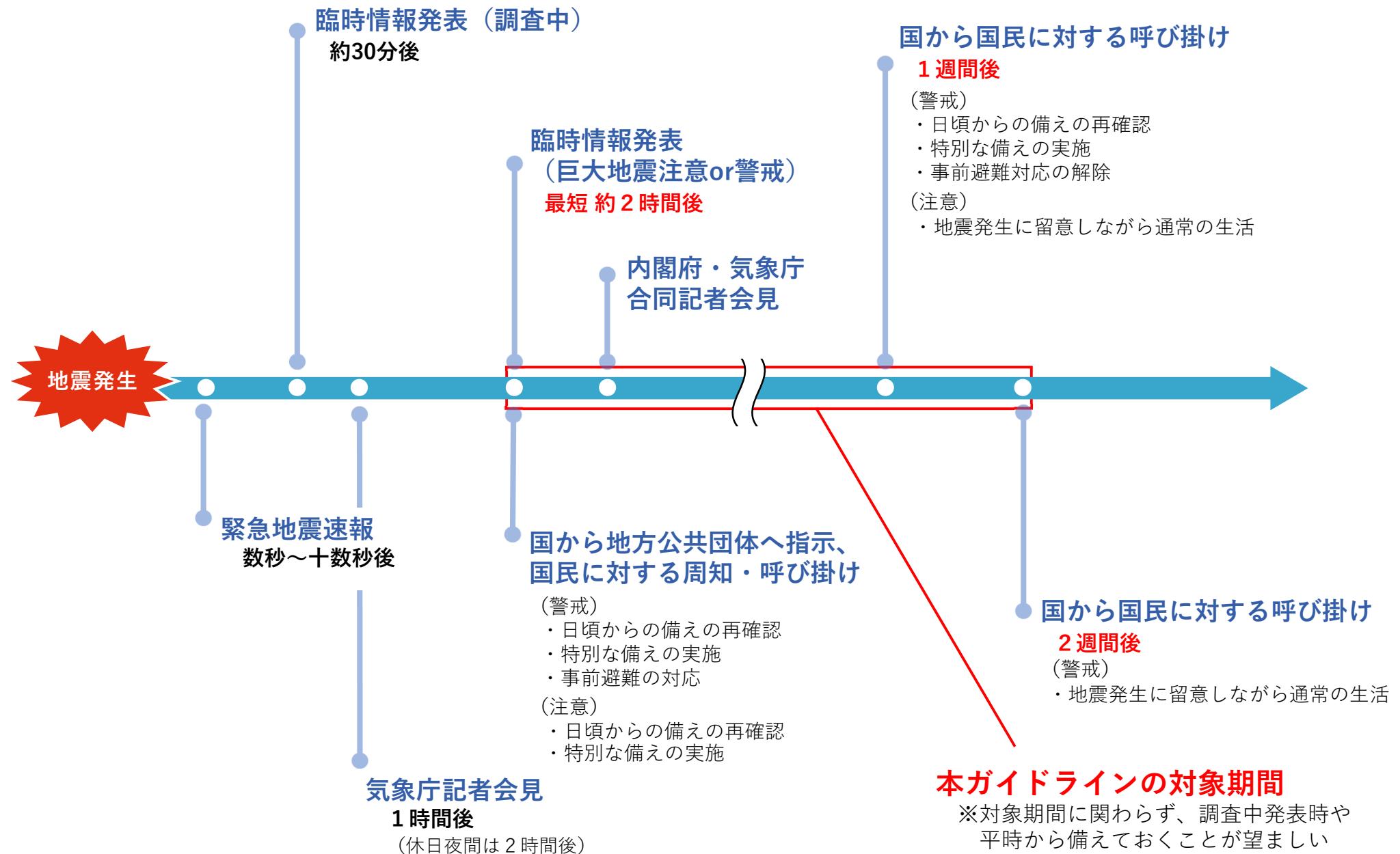
- 避難誘導方法の検討
- 避難誘導体制
 - ・全体統括係
 - ・避難誘導係
 - ・救護係

中止判断基準例

- 震度4以上の地震観測
- 津波注意報・警報等の発表
- 大雨・暴風警報等の発表
- その他やむを得ない事情

- 巨大地震警戒時の住民事前避難対象地域等にあっては原則としてイベントの中止を検討
- 臨時情報発表の有無に関わらず、平時から本ガイドラインを参考に防災対応を実施することが重要

南海トラフ地震臨時情報発表時におけるイベント開催ガイドライン【時系列イメージ】



南海トラフ地震臨時情報発表時におけるイベント開催ガイドライン【法律上の位置づけ】

－ 南海トラフ地震発生時の本県の地理的特性 －

南海トラフ特措法等の位置づけ

① 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震被害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域

- ・震度6弱以上の地震が発生が想定される地域
 - ・津波高3m以上で海岸堤防が低い地域など

➤ 県内全市町村が指定

② 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生じるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域

- ・30分以内に30cm以上の津波浸水が想定される市町村
 - ・同一府県内の津波避難対策の一体性の確保など

➢ 境内沿岸部の18市町及び古座川町が指定

▶ 県内沿岸部の18市町及び古座川町が指定

③ 高齢者等事前避難対象地域

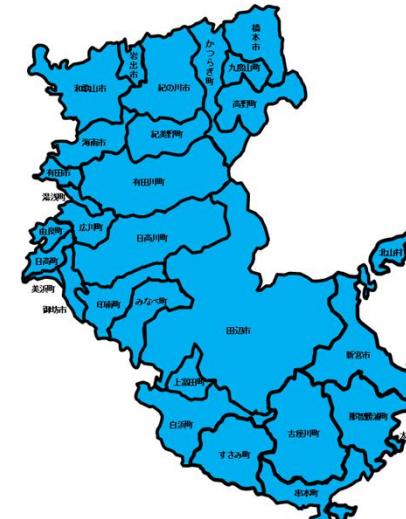
事前避難対象地域のうち、市町村が高齢者等避難を発令し、要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域

- ・30分以内に30cm以上の津波浸水想定地域を基本として市町が指定
➤由良町以南の14市町の一部地域

④ 住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、市町村が避難指示を発令し、全ての住民が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域

- ・津波避難困難地域（巨大地震）を基本として市町が指定
➤印南町,すさみ町,串本町,太地町,那智勝浦町,新宮市の一部地域



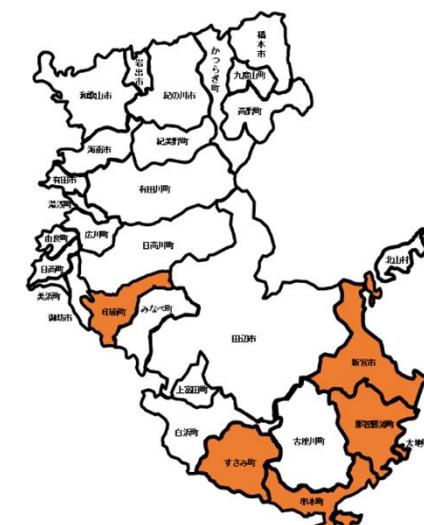
① 南海トラフ地震
防災対策推進地域



② 南海トラフ地震津波 避難対策特別強化地域



③ 高齢者等事前避難対象地域 ※着色市町の一部地域



④ 住民事前避難対象地域 ※着色市町の一部地域